

# 【魚沼市:保育園等利用調整基準指数表】

ふりがな		生年月日	年 月 日
児童氏名			

■ 基準指数：父、母の状況について、それぞれ当てはまる項目の指数を**1つ選んで○**をつけてください。

事由		保護者の状況		父	母	
1	家庭外労働	週5日以上の就労 または 月20日以上の就労	1日の 就労時間	7時間以上	10	10
				6時間以上	9	9
				5時間以上	8	8
				4時間以上	7	7
				3時間以上	6	6
		週4日の就労 または 月16日以上の就労	1日の 就労時間	7時間以上	9	9
				6時間以上	8	8
				5時間以上	7	7
				4時間以上	6	6
				3時間以上	5	5
		週3日の就労 または 月12日以上の就労	1日の 就労時間	7時間以上	8	8
				6時間以上	7	7
5時間以上	6			6		
4時間以上	5			5		
月48時間以上就労しているが1日の就労時間が上記に満たない				4	4	
2	家庭内労働	週5日以上の就労 または 月20日以上の就労	1日の 就労時間	7時間以上	9	9
				6時間以上	8	8
				5時間以上	7	7
				4時間以上	6	6
				3時間以上	5	5
		週4日の就労 または 月16日以上の就労	1日の 就労時間	7時間以上	8	8
				6時間以上	7	7
				5時間以上	6	6
				4時間以上	5	5
				3時間以上	4	4
		週3日の就労 または 月12日以上の就労	1日の 就労時間	7時間以上	7	7
				6時間以上	6	6
5時間以上	5			5		
4時間以上	4			4		
月48時間以上就労しているが1日の就労時間が上記に満たない				3	3	
3	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がない 育児休業中			10	
				3	3	
4	疾病等	疾病・負傷	1か月以上の入院または常時寝たきりの状態	10	10	
			自宅での安静加療	8	8	
			上記以外の状態で常時保育が困難なもの	6	6	
		障害者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aまたは同程度	10	10	
身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳Bまたは同程度 身体障害者手帳4級以下	8 4		8 4			
5	親族の介護・看護	常時付き添いが必要なもの(要介護度4以上または同程度)		10	10	
		常時ではないが保育が困難なもの(要介護3以上または同程度)		8	8	
		上記以外の状態で保育が困難なもの		5	5	
6	災害	災害復旧のため保育ができない場合		10	10	
7	親の不在(死亡、離婚、行方不明、拘禁等) ※不在の方に○			10	10	
8	その他	求職活動等	就労確定または内定(事由1の点数を準用)	※	※	
			求職活動	3	3	
		就学(大学・専門学校・職業訓練校への通学)		8	8	
		小学校入学準備(年長クラスのみ該当)		5	5	
		虐待のおそれがある等、特別な理由により保育が必要と判断される場合		10	10	

※ 事由1.2の就労時間には休憩時間を含みます。

※ 事由8の※欄には、事由1の状況から該当する時間の指数を記入してください。

《裏面も記入してください》

